

# 行政学 第五回 6・11

2007年8月27日

Copyright : Takumin

23:07

執政は行政を、どうコントロールしているか？

第3章現代日本の行政システム

はじめに

第1節議院内閣制の行政と大統領制の行政

第2節中央行政機構とガバナンス

1 政府のトップ・リーダーシップ、2 府省組織、3 行政委員会、4 審議会

第3節グレーゾーン

1 従来型の主体、2 新しい行政主体

第4節行政改革

1 理論、2 具体例、3 2つの臨調、4 橋本行革(省庁再編)

3章はじめに

・ 日本と米国の比較

・ 執政(トップ)と行政システム(公務員集団)

公務員との関係をどう設計すればいいのか。

・ **執政=行政権の最高決定権者(首相)**を中心とする活動、行政システム(公務員集団)に大きな影響

トップの活動が公務員集団に大きな影響を与えるということは確実。もしくはコントロールする仕組みを作らなければいけない。

・ 日本=首相+大臣+大臣スタッフ(与党幹部や官僚トップは含まず)、行政システム(公務員集団)は直属の補佐機構

与党の幹部、幹事長とか政調会長は含まない。執政というのはあくまでも政治家であり、政治を構成する人たちに着目する。よく補佐の枠を超えてしまっていることもある。

この点についてアメリカについてみると・・・

・ 米国=大統領+大統領府スタッフ(補佐官・報道官・法律顧問・各省長官・国家安全保障会議・通商代表部・管理予算局・経済諮問委員会等と1500人の職員)、行政システム(公務員集団)は議会=設置者に親近感

大統領府スタッフに値するものは日本にはない。メンバーはエグゼクティブと言われる。

もう一つの特徴は公務員集団である各省の職員は大統領に忠誠を誓うというよりは、議会に親近感を抱いている。理由は三権が明確に分離しているので、(議院内閣制は、立法権の上に行政権が乗っかっているが)行政権の長である大統領は選挙で選ばれる。議会の動向によっては、特定の公務員集団が圧迫されかねないので。日本の公務員集団の意識はアメリカほどではない。\*15

3章1節2つの執政と行政

	大統領制(米)	議院内閣制(日)
議会	しばしば対立	首相は多数派の支持の上に立つ
内閣	有名無実	閣内統一
官僚制	議会に親近感	省庁(と内閣)に忠誠
政治的任命	多い	少ない(潜在的)
政党	二大政党制	一党優位制
圧力団体	議会に向かう (省庁とも同盟)	多面的圧力活動

大統領制は、自分の采配にかかっているので、自分の意見を押し通すことができる  
→「有名無実」 \* 20 政治的任命とは、民間からとか、優秀な人材を引き抜くか  
と言うこと。日本でも最近が増やすべきなのではという声が上がっている。一党優位性  
とは言いながらも、穏健な多党制という評価もできる。今回の参議院制度は、年金問題  
が争点になるだろう。安倍内閣もちよっと怪しいですね。自民党は年金関係については  
結構現実的な案を出しているが、この規模を維持するのなら増税は免れない。秋から増  
税とか言ってるが、もっと具体的な案を出すべきだ。政治家というのはそういう問題は  
後回しにするんだなあ・・・  
アメリカではロビイストの代理人が議員を捕まえて「この法案を通してくれ」ってたの  
む感じ。

### 3章1節米国の公務員集団

- ・ 身分保障(テニユア)なく、民間との移動多い、ただし上級公務員(Senior Civil Service: SCS)は身分保障や省間の移動あり  
終身雇用というものがない。なので1, 2年で転勤とかする。ある種民間企業と同じだ  
ね。でも上級公務員は保障があるんだ。でも、政権と運命をともにするという色が強  
い。
- ・ 基本的に資格任用制(merit system)だが、政治的任命職(political appointees)も多い(大  
統領が代わると2000-3000人代わる)  
資格任用制は日本も一緒のシステム。でも、日本のように地道に頑張っていれば偉くな  
れるというわけではない。やはり実力主義の色が強い。それならば資格とかキャリアを  
積んで、もっと条件のいい職場に移っていこうという人が多い。日本の大学は終身雇用  
なのだが、アメリカの大学は有期雇用なので6年とかで結構厳しい。でも、そのせいか  
優秀な人材が集まる。この点は日本と大違い。日本の場合は年齢給で横並びなのだが、  
アメリカは生産性のある教授はいっぱいもらうというような感じ。アメリカの公務員集  
団は結構オープンだということ。優秀な人材を集めるために流動性が強いようにしてい  
る。
- ・ 大統領府(Executive Office of the President: EOP)の公務員(1500人)は別系統  
大統領直属の公務員なので、別系統で考える。日本は数百人程度で、1500人なんて  
言う数はいない。
- ・ 利益団体、議会の(小)委員会と同盟を組み、政策が断片化(日本は省庁セクショナリ  
ズム)  
事実上の立法活動は利益団体と小委員会が行っているの、そっちと同盟をくむ。アメ  
リカは多元主義なので、この三角形がいっぱいできる。それによって、政策が断片化し  
てしまい。総合的な政策ができないという問題点もある。日本では年間数百本法案がで  
きるが、アメリカは10000件ぐらい法案ができる。でも、アメリカはほとんど廃  
案。日本は国会に出す前にチェックが行われるので数が少ないという背景もある。日本  
は各省のセクショナリズム、縄張り争いが法案に影響しているのではないか。

### 3章2節中央行政機構とガバナンス

- ・ 法律学的組織論は「行政官庁論」=意思表示する官庁(大臣)+補助・諮問・参与・執行の各機関  
行政官庁論とは行政法学の考え方。行政官庁というのは大臣のこと。大臣は意思表示権を持っている(官庁の)。法律論で言うと、官庁とは意思表示権をもっている大臣一人で、残りは補助・諮問・参与・執行にすぎない。
- ・ 政治(行政)学的組織論は「ガバナンス論」=政治(=政権・内閣・執政)による行政システム(=各府省)のコントロール・監視のしくみ; 透明性、廃止・民営化・エージェンシー(独立行政法人)化など

- ・ 内閣法(内閣)、国家行政組織法3条機関(省等)・8条機関(審議会211→104・研究所等)、内部部局(局の上限のみ法律事項(128→96)、課(1200→1000))

橋本行革で、( )内の数が減った。

- ・ 会計検査院や人事院・公取委=内閣から独立的だが、大臣が長でないので政治的な制約も

会計検査院とかは、政治的な影響力というのはそんなに強くはない。残念だけど。よく考えると問題だ。国民はそこまで情報に接することはできないので、職権を持って各省に情報開示を請求できるのは、大変大きな権限である。政治家はもう少し、これを利用すべきではないだろうか。従って、国会はもっと決算審査委員会(評価委員会?)を活用すべきである。政治的な注目を持てるようにすべきだね。人事院は国家公務員の人事や給料とかにを決めている機関、人事院を作ったのは実はアメリカ。公務員制度改革で注目されているのが職階制、これは人事院が持っている権限なのだが、各省の反発が強くて作れなかった。なぜなら、人事的な権限が人事院に奪われてしまうという恐れがあったからだ。

貼り付け元 <<file:///1%授業ノート2年生%行政学%行政学6・11と19.doc>>